○研究活動における不正行為に関する取扱規程

平成27年３月19日

制定

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、研究活動における不正行為に対する関西大学（以下「本学」という。）の組織としての基本姿勢を明らかにし、研究者による不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

（研究者の責務）

第２条　研究者は、関西大学研究倫理規準を遵守し、研究を遂行しなければならない。

２　研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

（定義）

第３条　この規程において「研究者」とは、本学において研究を遂行する教育職員、研究員及び大学院生をいう。学部学生であっても研究活動に従事する場合は、研究者に準ずるものとする。

２　この規程が対象とする組織は、学部、研究科、附置研究所等、教育推進部、研究推進部、社会連携部及び国際部とする。

（不正行為の範囲）

第４条　この規程における不正行為とは、研究活動上の行為であって、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん、盗用を指し、その定義は次に定めるものとする。

（１）　ねつ造　存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

（２）　改ざん　研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（３）　盗用　他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

２　前項以外に、二重投稿や不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして、研究倫理からの逸脱の程度が甚だしい不正行為も対象とする。二重投稿とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を未発表論文として投稿することをいい、不適切なオーサーシップとは、論文著作者が適正に公表されていないことをいう。

（対象とする研究活動）

第５条　この規程における研究活動とは、研究成果の公表に関する行為とする。

第２章　不正行為に対する基本的姿勢

（基本姿勢）

第６条　研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであることから、研究者及び本学は、厳しい姿勢で臨むものとする。

（管理責任）

第７条　本学は、研究機関としての責任体制を確立し、学長を研究活動不正防止最高責任者とし、副学長（研究推進担当）を研究活動不正防止統括責任者として、不正行為を事前に防止する取組を推進する。

２　共同研究体制の複雑化により責任の所在が曖昧になることを防ぐため、研究組織における研究代表者は研究活動や研究成果の把握と管理を行い、本学はその遂行を促すものとする。

３　本学は、若手研究者等が自律・自己規範を理解し、公正な研究活動を遂行できるよう、適切な支援・助言等がなされる環境整備に努めるものとする。

第３章　不正行為の事前防止

（研究倫理研修責任者）

第８条　研究倫理研修責任者は、研究者が所属する学部、研究科等の長とし、広く研究活動に関わる者を対象に研究倫理に関する研修を定期的に実施し、受講状況及び理解度を把握する。

（研究資料等の保存・開示）

第９条　研究者は、科学的合理性に基づき、研究成果の第三者による検証可能性を担保するため、研究資料等を一定期間保存し、必要性が認められる場合にはこれを開示するものとする。保存期間については別に定めるものとする。

第４章　不正行為への対応

（告発への対応）

第10条　学内外からの不正行為の告発及び相談の窓口を、学長室に設け、その設置を学内外に公表する。この場合において、告発及び相談を受ける者が、自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう配慮する。

２　書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発を受けた場合、学長室長は、通報者の個人情報等に配慮しつつ、速やかに研究活動不正防止最高責任者及び研究活動不正防止統括責任者に報告するものとする。研究活動不正防止最高責任者は研究倫理研修責任者にその内容を通知する。ただし、原則として、告発は告発書を用いて顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付けることとする。

3　前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4　告発の意思を明示しない相談については、学長室長は、研究活動不正防止最高責任者の指示を受け、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認しなければならない。

5　不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、学長室長は、研究活動不正防止最高責任者の指示を受け、その内容を確認・精査する。

6　研究活動不正防止最高責任者が、前項の結果について相当の理由があると認めた場合は、研究活動不正防止最高責任者の指示を受け、研究倫理研修責任者が、被告発者又は相談内容に関係する者に警告を行うものとする。

（告発者・被告発者の取扱い）

第11条　本学は、受付窓口に寄せられた相談、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、秘密の保持並びに相談者、告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

2　本学は、告発者に対し不利益な取扱いを行わない。ただし、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合、告発者について、その氏名を公表し、懲戒処分ないし刑事告発を行うことができる。

3　本学は、相当な理由なしに、告発されたことのみをもって被告発者に不利益な取扱いを行わない。

（告発の受付によらないものの取扱い）

第12条　学会等の研究者コミュニティや報道により、不正行為の疑いが指摘された場合、研究活動不正防止最高責任者は、告発を受けた場合に準じて取り扱うことができる。

2　インターネット上に不正行為の疑いが掲載されており、その内容が、不正とする合理性のある理由が示されている場合には、告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

3　その他不正行為の疑いがある場合は、研究倫理研修責任者は研究活動不正防止最高責任者に報告し、告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

（調査を行う機関）

第13条　被告発者が複数の研究機関に所属し、告発された事案に係る研究活動を主に本学において行っていた場合、関連する研究機関と協議の上、本学が中心となって調査を行うものとする。主に他研究機関において行っていた場合、本学は調査に協力する。

2　被告発者が既に離職している場合、本学は現に所属する機関と合同で調査を行う。被告発者が離職後、研究機関に所属していない場合、本学が調査を行う。

（予備調査）

第14条　研究倫理研修責任者は、研究活動不正防止最高責任者からの通知を受け、告発を受け付けた後速やかに、告発内容の合理性、調査可能性その他必要と認める事項について予備調査委員会において調査を行わなければならない。

２　告発前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含めて、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断しなければならない。

３　予備調査委員会は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を研究活動不正防止最高責任者に報告しなければならない。

（予備調査委員会の構成）

第15条　研究活動不正予備調査委員会は、次の者をもって構成する。

（1）　被告発者が所属する学部・研究科等の研究倫理研修責任者

（2）　被告発者が所属する学部・研究科等の副学部長

（3）　当該分野を専門とする研究者

２　全ての予備調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

３　前項の規定により予備調査委員の交代が必要な場合は、研究活動不正防止最高責任者が選任する。

（本調査）

第16条　研究活動不正防止最高責任者は、予備調査結果を踏まえ、本調査を行うか否かを決定する。

２　研究活動不正防止最高責任者は、本調査の実施の決定があった日から起算して、30日以内に本調査を開始するものとし、告発者及び被告発者にその旨通知し、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

３　研究活動不正防止最高責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

（本調査委員会の構成）

第17条　研究活動不正防止最高責任者は、次の者をもって研究活動不正本調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（1）　研究活動不正防止統括責任者。ただし、告発者・被告発者と直接の利害関係を有する場合は他の副学長

（2）　当該分野を専門とする学内外の有識者　若干名

（3）　外部有識者としての弁護士　１名

２　調査委員会の委員は、半数以上を外部有識者としなければならない。全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。ただし、前項第３号に規定す

る者は、本学とも直接の利害関係を有しない者とする。

3　調査委員会は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は当該通知を受けた日から起算して７日以内に、書面により異議申立てすることができる。その内容が妥当である場合は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（調査方法）

第18条　調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等によって行い、この際、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

2　調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保する。

3　本調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、調査に関連する被告発者の他の研究活動も含めることができる。

4　本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

5　本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動が他の研究機関で行われた場合は、調査委員会は、当該研究機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

6　本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の法律上、研究上又は技術上秘密とすべき情報等が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう配慮しなければならない。

7　告発された事案に係る研究活動の資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、中間報告を当該機関等に提出するものとする。

（認定）

第19条　調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に、調査内容をまとめ、研究活動不正防止最高責任者に報告しなければならない。

2　不正行為の認定は、被告発者による説明、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

3　調査委員会は、不正行為の有無や、不正行為と認定された場合はその内容、関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

4　調査委員会は、告発が悪意に基づくものであると認定する場合は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5　調査委員会の調査において、被告発者が疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動のデータ・研究結果等の根拠について説明しなければならない。

6　調査委員会は、被告発者が保存期間内の生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定する。

（調査結果の通知及び報告）

第20条　研究活動不正防止最高責任者は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知し、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。被告発者が他の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。悪意に基づく告発であるとの認定があった場合、告発者の所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第21条　不正行為と認定された被告発者は、認定の通知を受けた日から起算して14日以内に、１回に限り不服申立てをすることができる。

2　告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、認定の通知を受けた日から起算して14日以内に、１回に限り不服申立てをすることができる。

3　不服申立ての審査は調査委員会が行う。不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断を必要とするものである場合には、研究活動不正防止最高責任者は必要に応じて調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査させるものとする。

4　前項に定める新たな調査委員は、第17条に準じて指名する。

5　被告発者からの不服申立てについて、調査委員会はその趣旨、理由等を勘案し、再調査の要否を速やかに決定し、結果を被告発者に通知するものとする。再調査を行う場合には、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等の協力を求めることとし、その協力を得ることができない場合は、調査委員会は再調査を打ち切ることができるものとする。

6　被告発者から不服申立てがあった場合、研究活動不正防止最高責任者は告発者に通知し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査の開始決定についても同様とする。

7　前項について調査委員会は、再調査開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定して研究活動不正防止最高責任者に報告する。研究活動不正防止最高責任者は被告発者、被告発者が所属する機関、告発者に通知し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。

8　悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、研究活動不正防止最高責任者は被告発者及び告発者が所属する機関に通知し、資金配分機関及び関係省庁に

報告する。

9　前項について調査委員会は、不服申立ての日から起算して30日以内に再調査を行い、結果を直ちに研究活動不正防止最高責任者に報告する。研究活動不正防止最高責任者は告発者、告発者が所属する機関、被告発者に通知し、資金配分機関及び関係省庁に報告する。

（研究費の使用停止）

第22条　研究活動不正防止最高責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者に対して、研究費の使用停止を命ずる。

（調査結果の公表）

第23条　研究活動不正防止最高責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

2　前項の公表における公表内容は、原則として不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3　不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合は、調査結果を公表する。

4　研究活動不正防止最高責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

（告発者及び被告発者に対する措置）

第24条　研究活動不正防止最高責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、職員懲戒規程（就）又は関西大学学生懲戒処分規程に基づき処置するとともに、不正行為と認定された論文等の取下げ等を勧告するものとする。

2　被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を、研究活動不正防止最高責任者に行わなければならない。

3　研究活動不正防止最高責任者は、被認定者が第１項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

4　告発が悪意に基づくものと認定され、告発者が学内者である場合は、研究活動不正防止最高責任者は、当該者に対し、職員懲戒規程（就）又は関西大学学生懲戒処分規程に基づき処置する。

5　研究活動不正防止最高責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者

の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第25条　この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

（事務）

第26条　この規程に係る事務は、研究支援・社会連携グループが行う。

附　則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成27年12月３日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2017年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2019年10月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2022年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、2023年４月１日から施行する。